

## 会津美里町発注工事における現場代理人の常駐義務緩和の緩和に関する運用基準 変更点（抜粋）

	変更後	変更前
発注者	会津美里町又は国若しくは地方公共団体（福島県等） ※発注者それぞれが現場代理人の兼務を承認した場合に限る	会津美里町
対象となる 工事	(1) から (3) のいずれかに該当する場合	(1) から (4) の全ての要件を満たす場合 (兼務できる工事は、当該工事を含めて 2 件まで。)
	(1) 次の全ての要件を満たす工事 (兼務できる工事は、当該工事を含め 3 件まで。専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合は、2 件まで。) ア 同一の主任技術者が管理できる工事 イ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事 ウ 工事現場の間隔が 10 km 程度以内の近接した工事	(1) いずれも町内の工事 (2) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事 (3) 工事現場の相互の間隔が 10 km 程度以内の近接した工事 (4) 当該工事の契約金額が 4,000 万円未満(建築一式工事の場合は 8,000 万円未満)であり、かつ、町から受注している先行工事の契約金額が 4,000 万円未満(建築一式工事の場合は 8,000 万円未満)
	(2) 発注者が同一であり現場間の最短経路がおおむね 100m 以内で、一体とした現場管理が可能な工事 (兼務できる工事は、当該工事を含め 2 件以上)	
	(3) 次の全ての要件を満たす工事 (兼務できる工事は、当該工事を含め 2 件まで。) ア 工事箇所がいずれも町内の工事(町内の隣接する市町村の境界を挟んでいる工事箇所である場合を含む。) イ 兼務する工事それぞれの契約金額が 4,000 万円未満(建築一式工事の場合は 8,000 万円未満)であること。	
手続き (受注者)	現場代理人の兼務を希望する受注者は、契約締結時に当該工事担当課へ「現場代理人兼務届出書」を提出する。国又は地方公共団体が発注する工事と兼務を希望する場合、発注者が現場代理人の兼務を承認したことが明らかな書類を添付すること。 ※届出書は押印省略を可とする。	現場代理人の兼務を希望する受注者は、契約締結時に当該工事担当課へ「現場代理人兼務届出書」を提出する。